**ポ ス タ ー 作 成 契 約 書**

(ポスター作成)

収入

印紙

　雫石町議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

１　品　　名　　公職選挙法第１４３条に定めるポスター

２　数　　量　　　　　　　　　　　　枚

３　契約金額　　　　　　　　　　　　円　（ 単価　　　　　　円　　　　銭 ）

４　納入期限　　令和　　　年　　　月　　　日

５　請求及び支払

　　　この契約に基づく契約金額については、乙は雫石町議会議員及び雫石町長の選挙運動の公営に関する条例に基づき雫石町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　　　なお、雫石町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は雫石町に請求ができない。

６　そ の 他

　　　この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　甲　雫石町議会議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　乙　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代 表 者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印